## 日本語教育の標準に関する検討事項(案)

## 1. 現状と課題

#### (1)日本語教育の標準に関する現状

- 日本語教育の内容及び方法に関連して、日本語教育の標準としては、文化 審議会国語分科会がとりまとめた「「生活者としての外国人」に対する日本 語教育の標準的なカリキュラム案等」(以下、「標準的なカリキュラム案」と いう。)のほか、例えば、独立行政法人国際交流基金が作成した日本語教育 の方法及び学習成果の評価の枠組みである「JF日本語教育スタンダード」 がある。
- 国内では、文化審議会国語分科会が策定した「標準的なカリキュラム案」の活用が推進されている。海外では、(独)国際交流基金が「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference for Languages)」(以下、CEFRという。)を参考に策定した「JF日本語教育スタンダード」の活用が推進されている。
- 現在,国内で実施されている日本語能力の判定テスト(約20の機関・団体)は,統一された日本語教育の標準がないため,個々の指標に基づき,レベルや判定基準等が設定されている。このことにより,日本語を学ぶ外国人や外国人を雇用する企業等が日本語能力の判定に必要なテストを選びにくい状況にある。
- 自治体や民間が個別に日本語教育の標準や Can-do Statements (能力記述文) やテスト等を作り、その活用に取り組んでいるが、国として日本語教育の標準について、統一的なものはない。

#### (2) 日本語教育の標準に関する課題

- 我が国に在留する外国人は、273万人と過去最高を記録し、人口比も2%を超えて増加傾向にある。在留外国人の定住化が進み、来日当初の生活に必要な日本語や初期段階の日本語のみならず、子育てや就労等に必要となる、多様な分野の日本語が求められるようになってきている。
- 外国人が日本での日常生活を安全・安心に送るために必要な日本語の教育 内容として策定した「標準的なカリキュラム案」は、生活場面ごとに求めら れる能力が4技能(読む、聞く、話す、書く)別に挙げられているものの、 言語行動の難易度に対する配慮は十分ではない。

- 特定技能の在留資格が新設されたことにより,就労を目的とした在留外国人が増加し,入国要件等に一定の日本語能力が課せられるようになった。しかし,国としての日本語教育の統一的な標準は策定されていない。
- 外国人を雇用する産業界・経済界が職務内容に応じて採用条件として求める日本語能力の参考となる指標が整備されていない。
- 国内外の日本語教育の標準を総合する視点が重要であるとの指摘がある。
- 日本語教育の標準が策定されることにより、その標準と現在実施されている日本語能力の判定テストとの通用性が確保されることが期待される。
- 〇 (独) 国際交流基金がCEFRを参考に策定した「JF日本語教育スタンダード」には、C1、C2レベルの日本語能力のCan-doリストはない。
- 日本語教育の標準が定められていないため、民間試験で示された読み書き の日本語能力のレベル判定基準が、「生活者としての外国人」の日本語能力 評価や学習目標の指標として用いられてしまうことがある。
- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容が明らかにされていないため、コミュニケーション能力を含む、指標となる目安が示されていない。また、日本語によるコミュニケーション能力を判定するためのレベル別のテストが開発されていない。

## 2. ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)を参考とすることについて

- CEFRは、言語の枠や国境を越えて、外国語の運用能力を同一の基準で 測ることができる国際標準であり、学習者、教授する者及び評価者が、外国 語の熟達度を同一の基準で判断しながら、学び、教え、評価できるように開 発された。
- CEFRは欧州評議会によって、20年以上にわたる研究と実証実験の末に開発され、2001年に公開された。現在では40もの言語で参照枠が提供されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。
- CEFRの等級はA1, A2, B1, B2, C1, C2の6段階に分かれており、その言語を使って「具体的に何ができるか」という形で言語力を表す「Can-do Descriptor」を用いて分かりやすく示されている。
- ・ 日本においても、平成24年からNHKの語学番組のレベル表記に使用され、文部科学省では大学入試センター試験に代わる新たなテストとして令和2年度から実施する共通テストに参加する試験・検定試験の指標として活用されている。
- ・ 日本語教育への活用としては、(独) 国際交流基金がCEFRの考え方に 基づき、日本語教育の方法及び学習成果の評価の枠組みである、JF日本語 教育スタンダードを開発し、主に海外における日本語教育において普及・活 用されている。
- ・ 在留資格「特定技能」取得に際しては、CEFRのA2相当の日本語能力が要件とされている。また、令和元年8月には、法務省告示をもって定める日本語教育機関に対する抹消基準として、課程修了者の7割以上が3年連続でCEFRのA2相当以上の日本語能力を習得できない場合が適用されている。
- ・ 外国人を雇用する企業が、CEFRを参照し、外国人の日本語レベルを示した独自の Can-do Statements (能力記述文)を作成し、提示するなど、国際基準となる枠組みとして利用が広がっている。
- ・ 以上のことから、日本語教育の標準の策定に当たっては、CEFRの実践 の成果や課題を踏まえて検討することが適当である。ただし、我が国の外国 人に対する日本語教育において、CEFRをどのように参照し、どのような 日本語教育の標準を策定するのかについて検討する必要がある。

- ・ CEFRの補遺版が2018年に出され、能力記述文等が追加・補完されているが、CEFRの構成や共通参照レベルには影響しないことから、今回の「日本語教育の標準(仮)」の一次報告(案)の検討に当たっては、CEFR(2001)を主に参考として検討することとし、補遺版は適宜参照することとしてはどうか。
- ・ CEFRは30年を経過した現在でも、検証・見直しが行われている。CEFRを参照するにあたっては、「日本語教育の標準(仮)」の策定後も、定期的な検証・見直しを念頭に置く必要があるのではないか。
- ・ CEFRの言語能力指標は、日本語教師や外国人を雇用する側が活用する のみならず、学習者が自らの言語能力を振り返り、目標を設定するなど主体 的自立的な学びを促進するよう作られている。この考え方を取り入れ、日本 語学習者も活用することを想定して作成してはどうか。

## 3. 「日本語教育の標準(仮)」について

#### (1)「日本語教育の標準(仮)」とは

- ・ CEFRにおいては、<u>学習者(言語使用者)を社会生活で役割を持つ社会的存在(社会の一員)として示して</u>いる。このことについても丁寧に説明し、学習者に対する認識を周知することが望ましいのではないか。
- ・ CEFRの理念の一つである、<u>言語を使って何が出来るかが重要視される</u> <u>「行動中心アプローチ」について取り入れる</u>こととしてはどうか。 「標準的なカリキュラム案」では「行動・体験中心の言語活動」として取り入れており、「JF日本語教育スタンダード」においても、課題遂行能力が掲げられている。
- ・ CEFRを参照することにより、<u>言語活動別の能力評価が可能</u>となる。このことによって、例えば、話す力はB2、読む力はB1、書く力はA2のように示すことができるようになり、言語能力を示しやすくなるのではないか。
- ・ CEFRは、言語教育に関わる全ての人が言語学習・言語教育などに関して参照するためのガイドラインであり、参照枠であって、同質化を狙ったものではない。「日本語教育の標準(仮)」の策定に際しても、そのことを踏まえる必要があるのではないか。
  - ・ 「日本語教育の標準」は仮称であり、今後一般に分かりやすい名称、誤解を与えない名称を検討する必要があるのではないか。
  - ・ <u>共通の枠組み</u>, 記述レベル, 指標を学習者及び教育関係者に示すことは, 日本語教育の質の向上につながるのではないか。
  - ・ 世界中で国境を越えた人の移動が進み、複数の言語を持つ人々が増えている。このような状況において、学習者が自らの日本語の習熟度を客観的 に把握したり、具体的な学習目標を立て自律学習を進めるための指標を提示することは有効ではないか。
  - ・ 日本語教育において、国内外で非母語話者日本語教師も多数活躍している。日本語教育にかかわる全ての日本語教師及び関係者が「日本語教育の標準(仮)」を参照することにより、<u>熟達度や目標を共有するための枠組みを持ち、互いの知見を共有し連携する</u>ことで日本語教育の質の向上につながるのではないか。

- ・ 多文化共生社会に向けて、外国人と接する<u>一般の日本人に日本語能力の</u> 段階を分かりやすく示していく必要があるのではないか。
- ・ CEFRにおいて言語教育における<u>「社会文化的能力」「異文化適応能力」「自律学習能力」の育成も、言語能力と同様に重要</u>であると指摘されている点について、取り入れてはどうか。
- ・ CEFRの理念の一つである、<u>複文化・複言語という考え方</u>は、背景も含め、内容を理解した上で、10、20年後の日本社会を見据え、「日本語教育の標準(案)」に取り入れるかどうか検討する必要があるのではないか。

#### (2) 対象

- 対象者は、日本語を使用する全ての者とすべきではないか。
- ・ 「日本語教育の標準(仮)」の利用者としては、日本語教育関係者だけでなく、日本語を使用する外国人と接する機会のある全ての方が対象となるのではないか。

#### (3)内容

- 「日本語教育の標準(仮)」の考え方を説明する必要があるのではないか。
- ・ CEFRを参考に共通参照レベルとして日本語の全体的な尺度を示す 必要があるのではないか。
- ・ 日本語の共通参照レベルの言語能力は、基礎段階の言語使用者をAとし、自律した言語使用者をB、熟達した言語使用者をCの3段階とし、それぞれを2分割して全部で6レベルというCEFRの基準を取り入れることとして良いのではないか。
- ・ A1, A2, B1, B2, C1, C2では一般の方には馴染みがなく分かりにくいため、上記レベル名は変えずに、括弧書きとして入門、初級、中級、上級などの便宜的な名称を添えてはどうか。
- ・ CEFRの自己評価表を参考に6レベル別に「聞くこと」「読むこと」 「話すこと(やりとり)・(表現)」「書くこと」の5つの言語活動を示すこ ととしてはどうか。

- ・ 「標準的なカリキュラム案」や、「JF日本語教育スタンダード」を参考に、日本語の各レベル・各活動別の Can-do Statements (能力記述文) を  $10\sim30$  程度示すこととしてはどうか。
- ・ 言語使用の範囲として、活動領域・分野に共通する日本語能力を示すこととしてよいか。
- ・ 日本語の特徴である文字に関する扱いについて、別に取り上げてはどうか。

# 4. 一次報告(案)の検討範囲

「日本語教育の標準(仮)」の一次報告(案)として、下の4つについて検討を行う。

- 1)「日本語教育の標準(仮)」の考え方
- 2) CEFRを参考に共通参照枠として日本語のレベル概要を示す。
- 3)「標準的なカリキュラム案」や、「JF日本語教育スタンダード」を参考 に、各レベル・各技能別の Can-do Statements (能力記述文) を10~3 0程度作成する。
- 4) 日本語の文字に関する扱いについて取り上げる。
- ・ 一次報告は、令和2年度に広く意見募集を行った上で、取りまとめることとする。

## 5. 令和2年度以降の検討課題

- ・ CEFRは30年を経過した現在でも、検証・見直しが行われている。「日本語教育の標準(仮)」の策定後も、定期的な検証・見直しを念頭に置く必要があるのではないか。
- ・ C2までの Can-do Statements (能力記述文) の更なる収集及び検証作業を行う必要があるのではないか。
- ・ 「日本語教育の標準(仮)」については、学習者が活用することも想定されることから、多言語翻訳を行う必要があるのではないか。
- ・ 「日本語教育の標準(仮)」の共通参照レベルと、既存の日本語能力の判 定のテストをひも付けるための手法について検討を行い、示す必要がある。
- ・ CEFRの補遺版の分析及び「日本語教育の標準(仮)」への参照が必要 かどうかについては、別途検討する必要があるのではないか。
- ・ より良い言語教育の実践のためには、日本語教師や教育機関が「日本語教育の標準(仮)」の理念を形にするために参考となる日本語のランゲージ・ポートフォリオや「Core Inventory」の開発、現場における使用方法の手引きの作成が必要ではないか。
- ・ 各レベルごとに求められる文法や語彙のリストなどの補助資料の作成が 必要になるのではないか。